

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第6回 現場を担う「専門家」との協働

—片山登志子会員の取組み—

これからは製造物責任の時代やで!

昭和 63 年に登録し、消費者保護委員会に所属しましたが、先輩弁護士のこの一言で、製品の製造物責任問題に取り組みはじめました。登録後まもなくして起こったテレビの発火事件に関与しました。テレビからの発火により、自宅兼事務所が全焼し、死者が出る大変にショッキングな事件でした。7 年程度関与しました。

その事件に関与する中で、日本では、消費者を守る仕組みが全くできていないということを痛感しました。事故に関する情報を入手する制度もなく、被害者は、泣き寝入りするしかないという状況でした。

消費者問題に関する立法運動

そういった中、世間では製造物責任法 (PL 法) の制定運動が盛んで、消費者団体の方々とともに PL 法の早期制定を求める運動を行いました。当時、大阪弁護士会でも消費者保護委員会を中心に熱心に取り組んでいました。

PL 法ができた後は、PL 法を活かすためには情報公開が必要だということで、今度は情報公開法の制定活動に関与しました。さらに、より広く、安全な商品・サービスの提供や公正な取引を確保するためには、情報公開だけではなく公益通報者保護制度が不可欠なシステムだという思いから、その活動にも関与するようになりました。先月号の阪口徳雄会員とともに「公益通報支援センター (PISA)」の共同代表をさせていただきました。センターの実務は阪口会員にお願いし、私は、公益通報者保護の必要性などを講演等で話してまわりました。

そして、平成 21 年に消費者庁が設立された後は、製品の安全問題に関する委員会に委員として参加するようになり、現在、消費者庁の消費者安全調査委員会の委員に就任しています。

NPO消費者ネット関西

大阪弁護士会の消費者保護委員会では、私が登録した当時から消費生活センターの相談員の方々と事例研究会を定例で開催していました。今でも行われていますが、相談員さんとの出会いを通じて消費者被害の現場を知るようになりました。消費者被害が



あなたを一人にしない 私たちに相談してください 06-6364-1248

大阪弁護士会

総合法律相談センター TEL

弁護士のところに持ち込まれる時点では様々なふるいにかけていることが多く、消費者被害の実態や深刻さについてわからないことが多かったのですが、消費生活センターの相談の現場には、実に様々な理不尽で不合理な被害や事故の相談が寄せられています。そのことを、相談員の方々の勉強会や交流を通じて教えてもらいました。そこで私は、消費者被害の実態に接している相談員さんと学者さんと弁護士が、常に情報交換をし、その時々々の消費者問題にきちんと対応できる消費者団体が必要だと考え、交流のあった相談員さんや学者さんにご協力をお願いして「NPO 消費者ネット関西」を立ち上げました。平成 11 年に友新会の創立 100 周年記念事業の一環として設立しました。当時は、消費者問題に関与する様々な分野の専門家が恒常的に集まる場というのはありませんでしたので、皆さんから歓迎され活動にもご協力いただきました。

|| NPO消費者支援機構関西

消費者ネット関西では、立ち上げ当初から、将来的には適格消費者団体として、団体訴権の主体となることを考えていました。

しかし、実際に適格消費者団体としての認定を受けするためには、事務局の充実、財政の問題など一定の組織規模（消費者契約法 13 条）を整備する必要があり、現実には、消費者ネット関西がその認定を受けるのは非常に困難な状況でした。現に、平成 25 年 10 月 10 日時点で認定を受けているのは、全国で 11 団体のみです。

そのような中、消費者団体訴訟制度の立法活動を続けていた消費者団体の連絡会で、団体訴権の受け皿となる新しい消費者団体をみんなで協力して立ち上げようということになりました。生協は、組織力や資金を提供できる、こちらは、専門的な知見を提供できるということで、消費者ネット関西や京都消費者契約ネットワークや近畿の各府県の生活協同組合連合会などが正会員となる形で、「NPO 消費者支援機構関西 (KC's)」が立ち上がりました。平成 17 年 12 月のことです。

消費者支援機構関西の立ち上げ以後は、消費者ネット関西は、消費者支援機構関西を支える活動が主となっている面もありますが、月 1 回理事会を開催し、年 3 回程度は最新の消費者問題をテーマに会員や相談員さんを対象としたゼミを行い、あるいは地方の消費者リーダー養成講座の事業を受託するなどして、専門家の養成や研修など独自の活動を続けています。また、大阪弁護士会が中心となって運営している ADR 認証機関である「公益社団法人総合紛争解決センター」の ADR 事業にも参加しています。

|| 差し止め請求活動のシステム

消費者支援機構関西では、8 名からなる検討委員会で差し止め請求を検討する案件の全てを管理していますが、検討委員会の下に常時 15 ぐらいの検討グループが設けられ具体的事案の検討・対処を行っています。常時、100 名程度が検討グループに関与しています。検討グループでは、事案の問題点の抽出・法律の検討・事業者への照会・アンケートの実施等、ケースに応じて調査方法や事業者との交渉を工夫しており、検討に 1 年以上かかる場合もあります。

そして、必要に応じて事業者に申し入れを行い、事業者の方で自主的に約款の変更がなされる場合もありますし、訴訟を提起する場合もあります。訴訟の中で、和解をする場合もあれば終局判決に至る場合もあります。事業者が判決に違反する行為を行うおそれがあるとして間接強制の申立を行い、これを認める決定を受けたこともあります。

|| 相談員

このような活動を支えているのは、弁護士などの士業の方のほかに、相談員や消費者団体の方々です。相談員の皆さんには、消費者支援機構関西の検討グループに所属していただいているほか、日々、どこで、どのような問題が起きているかに精通されていますので、差し止めが必要と考えられる不当な約款や勧誘行為などの情報を提供してもらっています。もちろん、相談員さんには守秘義務がありますので、

OBA MJ Feature Article II 市民と協働する弁護士

直接、相談事案を持ち込むことはできませんが、相談者に、適格消費者団体への情報提供を勧めたり、独自に問題事象を調査するなどの工夫をされています。こうした相談員さんや消費者からの情報提供によって消費者問題をタイムリーに把握し、対応することが可能となっています。この点については、今後、現在検討されている集団的消費者被害回復に係る訴訟制度が導入されれば、被害にあった消費者から直接、適格消費者団体に情報提供がなされることが増えると期待しているところです。なお、私個人も、毎年50名前後の相談員の方々と自主ゼミを10年ほど継続してきており、このゼミを通じて情報交換や信頼関係の醸成を行っています。

多くの相談員さんと知り合うことができ、継続して情報交換や意見交換ができていたことが私の財産だと思っています。

財務基盤

消費者支援機構関西の基本的な収益構造としては、消費者自らの資金提供（会費）と行政等の委託事業を受託した際の報酬等が挙げられます。あと、裁判関係費用（訴訟手続を依頼した弁護士に対する費用）については、麗澤大学の高巖教授の提唱による消費者支援基金からの助成を受けられる場合もあります。同基金は、企業などから寄付を受け、消費者団体訴訟制度に係る裁判費用や消費者団体訴訟制度に関する諸活動を助成しています。

ただ、まだまだ年間の予算規模は小さく、検討グループも検討委員も理事も含め、実際に活動をする際の交通費の支給を確保するにとどまっています。

消費者市民社会

次々にさまざまな消費者被害が生起する現場で、相談員の方々の悩みは尽きません。被害を未然に防止するための差止活動においても、生じた被害の救済活動においても、弁護士に期待されている役割は大きく、そうした社会や現場のニーズにしっかりと応える活動に関与できることは、弁護士としてとて

も幸せだと感じています。また、消費者問題への取り組みは新しい時代を迎えていて、「消費者市民社会」という概念が提唱されています。生活者や消費者が、毎日の生活において、現在及び将来の日本や地球全体のより良い生活を意識し、みんなが継続的に真の豊かさを享有するために何が必要かを考えて主体的・能動的に選択し行動をする。そうした消費者市民の存在こそが、安全で安心して暮らせる公正な社会を創り出すうえで不可欠だという考え方です。そうした消費者市民を育て、その行動を支えるためにも、適格消費者団体が事業者に対してきちんと改善を申し出て、あるいは団体訴訟を通じて「公正な市場」を目指す活動を続ける必要があると思います。

現場主義

弁護士は、ともすると、自分たちは紛争の現場に近いところにいて現場をよく知っていると思いがちです。でも、実際には自分のところに相談に来た当事者を通してしか現場が見えていないことが多いのです。弁護士にアクセスしてきていない、あるいはアクセスもできない当事者が大勢いる、そうした人達のありのままの思いや行動、現場を知ること、弁護士としての活動やサービスの内容が変わっていくのではないのでしょうか。

そのためにも、私は、消費者分野に限らず、市民の生活現場で活動している様々な専門家や機関と情報交換をしたり連携し、もっともっと市民の生活の場で何が起きているのかを知って、弁護士として対応できることに取り組んでいくべきではないかと思っています。それをすることで、弁護士に対する市民の信頼も厚くなると思います。

「これっておかしくない？」と思ったら、どこにでも入って行って取り組むことができるのが弁護士の特権でしょうから。

【編集部より】

なお、消費者団体訴訟に関しては、OBA 2011年2月号で「消費者団体訴訟の今」という特集として紹介しておりますので、そちらもご参照ください。